

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

# 性犯罪・性暴力対策の進捗状況について

# 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日  
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

## 経緯

令和2年6月11日

### 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

## これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
- 再犯防止プログラムの拡充
- 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
- 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

## 性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。  
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画基本計画の目標年度

### 【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

### 【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

### 【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

### 【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

### 【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

### 【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

## 性犯罪・性暴力対策の実施状況のフォローアップ

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の 実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
1	①刑事法の改正に係る対応及び刑事 手続の適切な運用	性犯罪に対処するための刑事法の整備については、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案」についての国会審議の状況等を踏まえ、適切に対応する。【法務省、関係府省】	法務省	(法務省) ・性犯罪に適切に対処するための、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)が第211回国会(令和5(2023)年)において成立した。これらの法律の趣旨及び内容を踏まえ、その適切な運用に努めるとともに、周知・啓発を図るなど、必要な措置を講じている。
2			関係府省	(内閣府) ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号)の施行に際して、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)の相談員等を対象に、本法の趣旨及び内容に関する研修を実施した。また、これらの法の趣旨及び内容について、広報誌やSNS等を活用した広報を行った。
3			(こども家庭庁) ・「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号)について、こども家庭庁ホームページやSNSにおいて広報用資料を掲載したほか、都道府県等に対して「こども・若者の性被害防止のための地方公共団体の取組及び教育・保育施設等におけるこどもや保護者等に対する啓発等について」(令和5年9月21日付け こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知)を发出し、本法律の内容に関する周知・啓発を行った。	
4	②性犯罪者に対する再犯防止施策 の更なる充実	刑事施設及び保護観察所における性犯罪者に対するプログラムについて、引き続き、指導者育成を進めるなどして、プログラムの充実を図る。地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムを開発・提供したところ、その活用が図られるよう地方公共団体等への支援を行う。 また、海外において導入されているGPS等により位置情報を取得・把握する運用や性犯罪対象者の自発的意思によって支援を受けることのできる社会内サポート体制も参考にしつつ、性犯罪者等の処遇の充実方策について検討する。【法務省】	法務省	(法務省) ・令和4年度に改訂したプログラムを着実に実施し、令和6年1月に刑事施設及び保護観察所のプログラムの実施担当者を対象とした研修を行った。 ・地方公共団体に対してプログラムの活用を働きかけたほか、地方公共団体からその活用について相談や問合せ等があれば、適切に対応している。 ・現行法下で対応可能な保護観察処遇の充実方策等について、諸外国の法制度運用や技術的な知見等に関する調査結果等も踏まえて検討を行った。

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
5	③わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止と予防	児童、生徒等への性暴力を行った教員については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)及び同法に基づく基本指針等による取組を進め、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底する。【文部科学省】	文部科学省	(文部科学省) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法に基づく基本指針等に基づき、 ・児童生徒性暴力等の防止を徹底するための大臣メッセージの公表 ・児童生徒性暴力により教員免許状が失効・取上げとなった者に関するデータベースの運用及び教員採用時の活用義務に関する周知徹底 ・児童生徒性暴力等を行った教員への厳正な対応(原則として懲戒免職)に向けた運用の徹底等を行った。
6		保育士については、令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、わいせつ行為を行った保育士に対する管理の厳格化を行う。また、わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなど、わいせつ行為を行った保育士の情報を保育士を雇用する者等が把握できる仕組みについて整備する。【こども家庭庁】	こども家庭庁	(こども家庭庁) ・令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、令和5年4月1日よりわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理が厳格化された。また、児童生徒等に対してわいせつ行為を行ったことにより保育士登録を取り消した者(特定登録取消者)の情報が記録されたデータベースについて、令和6年4月1日の運用開始に向けて施行日政令を公布した。 ・また、データベースを活用する自治体及び事業者等向けに説明会を実施するとともに、保育士特定登録取消者情報の記録、施設・事業者等の利用者情報の登録に紐づくアカウントを付与するなど、円滑な運用に向けた準備を行った。 ・「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」について、データベースの運用開始に伴い改正を行った。
7		教育・保育施設等やこどもが活動する場(放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など)等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討を加速し、こどもを性暴力等から守る環境整備を進める。【こども家庭庁】	こども家庭庁	(こども家庭庁) ・令和5年6月から9月まで「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を開催し、同月12日に報告書を公表した。 ・令和6年3月、第213回通常国会に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」を提出した。
8		教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等とはもとより、教職課程内外の活動等を通じて、性暴力等防止等の重要性に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう周知する。また、教育委員会と教育職員の養成課程を有する大学等の連携の在り方等に関する調査研究や全国の事例の収集・発信を行う。【文部科学省】	文部科学省	(文部科学省) ・教職課程を置く大学に、教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画や児童生徒等性暴力等の防止等に資する教育プログラム等について周知し、学生を指導する際に活用するよう求めた。
9		患者に対する性暴力等を行った医師に対する行政処分の在り方について、刑事罰に処せられなかった場合であったとしても、的確な事実認定を行うため、その方法も含め、運用の見直しについて検討する。【厚生労働省】	厚生労働省	(厚生労働省) ・令和5年度においては、医道審議会医道分科会を年3回開催し、患者に対する性暴力等を行った医師に対する行政処分の在り方について、検討を行った。

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
10	④被害申告・相談をしやすい環境の整備	ア 被害届の即時受理の徹底、捜査段階における二次被害の防止 性犯罪に関して被害の届出の即時受理を徹底するとともに、各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進し、被害者の希望する性別の警察官が対応することにより、捜査段階における被害者の精神的負担の緩和に努める。また、被害者の心情やプライバシーに十分配慮した対応を取ることができるよう、性犯罪指定捜査員を指定するとともに、警察官等を対象とした実効性のある研修を実施する。【警察庁】	警察庁	(警察庁) ・「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について(通達)」(令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか)等を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 ・令和5年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で12,827人であり、うち女性警察官等の人数は8,416人である。 ・警察大学校及び各管区警察学校において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対する研修を実施した。 ・各都道府県警察において、性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和6年度予算案に、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約5百万円を計上。
11		イ 証拠採取・保管体制の整備 当初は警察への届出を躊躇(ちゅうちょ)した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進める。【内閣府、警察庁、厚生労働省】	内閣府	(内閣府) ・令和6年2月に性犯罪・性暴力被害者の診察や支援に関わる医療機関等の医療関係者等を対象に、証拠採取・保管に関する内容も含めたオンライン研修を実施した。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターにおける証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進めている。(令和5年度予算:4.8億円、令和5年度補正予算:約1億円、令和6年度予算:4.9億円)
12			警察庁	(警察庁) ・「医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について(通達)」(令和6年2月26日付け警察庁丁捜一発第16号)を都道府県警察に発出し、性犯罪証拠採取キットの整備推進を図るために必要な予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等について指示した。 ・令和元年度以降、毎年度、「医療機関における性犯罪証拠採取キットの全国整備に要する経費」を措置した。 ・令和6年3月現在、46の都道府県において性犯罪証拠採取キットを整備している。
13			厚生労働省	(厚生労働省) ・引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。
14			ウ 警察における相談窓口の周知や支援の充実 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」について、引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じ、更なる周知を図る。【内閣府、警察庁】	内閣府
15	警察庁	(警察庁) ・都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」について、「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じ、更なる周知を図っている。 ・令和6年度予算案に、同番号の周知の実施等に要する経費約1千2百万円を計上。		



通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
16	④被害申告・相談しやすい環境の整備	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し必要な指導を行う。【警察庁】	警察庁	(警察庁) ・緊急避妊等に要する経費やカウンセリング料等の公費負担制度について、各種会議等を通じて、適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・緊急避妊等に要する経費に係る公費負担制度について、令和6年度予算案に約6千1百万円を計上し、カウンセリング料等の公費負担制度について、令和6年度予算案に約7千3百万円を計上。
17	エ 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながる事が重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】	内閣府	(内閣府) ・「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)や「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から25日)等において、ポスター、リーフレット、啓発カード及び啓発シールを関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、その他の関係団体に配布し、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」やワンストップ支援センターで提供できる支援等について広く広報啓発を行った。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、都道府県等が行うワンストップ支援センターの周知、広報について、支援を行っている。(令和5年度予算:4.8億円、令和5年度補正予算:1億円、令和6年度予算:4.9億円)[再掲]	
18		警察庁	(警察庁) ・ポスター等の広報物を活用して、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」とともに、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891」の周知に努めている。	
19		文部科学省	(文部科学省) ・令和5年9月に「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談窓口を教育委員会等に周知した。	
20		厚生労働省	(厚生労働省) ・引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。	
21		内閣府	(内閣府) ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」によりワンストップ支援センターにおける多様な相談者への対応に係る取組(メール・SNS相談・オンライン面談等)を推進している。 (令和5年度予算:4.8億円、令和5年度補正予算:1億円、令和6年度予算:4.9億円)[再掲] ・こども、若年層、障害者、男性、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、「性暴力に関するSNS相談Cure time(キュアタイム)」において、チャット相談及びメール相談を365日実施している。	

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の 実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
22	⑤切れ目のない手厚い被害者支援の確立	ア ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実 ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、病院(医師、看護師等)、法テラス、弁護士、女性相談支援センター(旧婦人相談所)、女性自立支援施設(旧婦人保護施設)、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】	内閣府	(内閣府) ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、被害者の要望に応じた支援を関係機関と連携して進められるよう、ワンストップ支援センターにコーディネーターを配置するなど連携強化を進めている。 (令和5年度予算:4.8億円、令和5年度補正予算:1億円、令和6年度予算:4.9億円)[再掲] ・地域における連携に係る好事例を横展開することにより、ワンストップ支援センターと関係機関との連携を図るため、令和6年3月にワンストップ支援センター全国ネットワーク会議を実施するなど、地域におけるネットワーク作りを支援している。
23			警察庁	(警察庁) ・令和5年12月、ワンストップ支援センターの相談員と、ワンストップ支援センターの現状や警察に対する要望事項について意見交換を行った。 ・警察本部単位で設置している被害者支援連絡協議会等の活用により、ワンストップ支援センターを含む犯罪被害者等支援に関係する機関・団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行っている。
24			こども家庭庁	(こども家庭庁) ・「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議決定)を受け、「児童相談所等において性被害の相談があった場合の対応について」(令和5年8月1日付けこども家庭庁支援局長通知)を发出し、児童相談所等に性犯罪・性暴力の相談があった際には、意を決して相談してきた相談者の心情に寄り添い、事案に応じ、ワンストップ支援センター、警察、医療機関等と連携しつつ、被害者であるこどもの気持ちに十分に配慮した対応を行うよう都道府県等に周知した。
25			法務省	(法務省) ・法テラスの地方事務所と、ワンストップ支援センターの連携強化に係る事務連絡を发出している。令和5年度上半期には、ワンストップ支援センターを含む被害者支援関係機関と意見交換会等を実施した地方事務所が3か所あった。 ・人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、ワンストップ支援センター、警察等の関係機関と連携して被害者の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を実施。
26			文部科学省	(文部科学省) ・令和5年9月に「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談窓口を教育委員会等に周知した。[再掲]
27			厚生労働省	(厚生労働省) ・引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
28	⑤切れ目のない手厚い被害者支援の確立	イ 相談員の支援能力・専門性の向上と処遇改善等 性犯罪・性暴力被害者のための交付金の活用により、ワンストップ支援センターの運営の安定化を図るとともに、相談員等について常勤化を図る等、適切な処遇により職業として確立できるよう支援する。 また、全国のワンストップ支援センターにおける相談支援の水準の向上等に資するため、令和4年度に実施した支援状況に関する調査の結果等も踏まえ、支援員の役割や専門的知見への地域における評価の確立を図る取組等を含め、国内外の先進事例等も踏まえつつ必要な施策を検討し、実施する。 ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のため、相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等が支援に必要な基本的知識から新たな課題までを包括的に学習できるようオンライン研修教材の作成や提供方法の一層の充実を図る。さらに、ワンストップ支援センターと警察を含む関係機関の連携強化のため、合同の研修や講師の相互派遣等の取組を推進する。【内閣府、警察庁、関係府省】	内閣府	(内閣府) ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターの運営の安定化を図るとともに、相談員等の処遇が改善されるよう支援している。(令和5年度予算:4.8億円、令和5年度補正予算:1億円、令和6年度予算:4.9億円)[再掲] ・性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、ワンストップ支援センターを所管する行政職員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、令和6年2月及び3月に研修を実施した。
29			警察庁	(警察庁) ・警察大学校及び各管区警察学校における性犯罪捜査担当者に対する研修の際、ワンストップ支援センターから講師の派遣を受けた。 ・各都道府県警察における性犯罪捜査担当者に対する研修の際、警察及びワンストップ支援センターにおいて、相互に講師派遣を行った。 ・関係機関・団体による犯罪被害者等支援が途切れることなく行われるよう、地方公共団体をはじめ、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、ワンストップ支援センター、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等における研修の実施に必要な協力を行い、犯罪被害者等支援を担当する職員等の意識の向上を図っている。
30		ウ 医療的支援の充実と専門人材の育成 性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、各地域において、病院へのワンストップ支援センターの設置、中核的病院を始めとした医療機関等との提携等の推進を図る。特に、中長期的な関係の構築を見据えて公立病院や公的病院へのワンストップ支援センター設置や提携を含め、関係強化を図る。【内閣府、厚生労働省】 地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。あわせて、法医学的な支援も含めた性犯罪・性暴力被害者のための診療、支援の在り方について必要となる事項を整理し、性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成について、検討を進める。【内閣府、厚生労働省】	内閣府	(内閣府) ・ワンストップ支援センターと連携する医療機関の性犯罪・性暴力被害者への対応能力向上のため、令和6年2月に医療関係者等向けのオンライン研修を行った。 ・ワンストップ支援センターが医療機関等と更なる連携やネットワークの構築ができるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、各地域において開催する医療機関に対する研修、会議等に対し、支援を行っている。(令和5年度予算:4.8億円、令和5年度補正予算:1億円、令和6年度予算:4.9億円)[再掲] ・性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成について、厚生労働省と連携して検討を進めている。
31			厚生労働省	(厚生労働省) ・性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成について、内閣府と連携して検討を進めており、毎年開催している全国医政関係主管課長会議(直近では令和6年2月)において、今後予定されている医療機関リストの作成について協力をお願いしている。 ・医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等を対象に、犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識や治療対応を身につけることを目的とする「PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修 犯罪・性犯罪被害者コース」を実施した。



通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の 実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
32	⑥生命(いのち)の安全教育の全国展開の推進	生命(いのち)を大切に、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命(いのち)の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命(いのち)の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。【文部科学省】	文部科学省	(文部科学省) ・これまでのモデル事業を基に作成した実践事例集の公表や、全国フォーラムの開催等を行い、全国の学校等で「生命(いのち)の安全教育」が実施されるよう、取組を推進した。 ・児童生徒性暴力等の防止を徹底するための大臣メッセージを公表し、「生命(いのち)の安全教育」の取組も依頼した。 ・SNS等を用いて生命(いのち)の安全教育の周知を行った。
33	⑦学校等で相談を受ける体制の強化	教育相談体制の強化のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き促進するとともに、オンラインカウンセリングなどの支援を行う活用拠点を設置する。性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒等からの相談に適切に対応することができるよう、教育委員会等に対し性被害を含む相談対応に関する周知を図る。【文部科学省】	文部科学省	(文部科学省) ・令和5年度予算において、教育相談体制の更なる充実に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充を計上した。 ・令和5年9月に開催した各教育委員会の教育相談担当者向けの会議等において、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を周知した。
34	⑧AV出演被害の防止及び被害者の救済	AV出演被害について、AV出演被害防止・救済法(令和4年法律第78号)による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や、出演契約の特則等の周知を進めるとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発の継続的な実施、厳正な取締りの推進等に努める。また、AV出演被害防止・救済法の施行後における被害等の状況について適切に把握する。さらに、関係機関等の協力を得て、差止請求や拡散防止に係る措置に関する支援の充実に取り組む。【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】	内閣府	(内閣府) ・AV出演被害防止・救済法の趣旨や、出演契約の特則等の周知を進めるとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、SNSの活用等による広報啓発等に努めている。法施行後の1年4カ月(令和4年7月1日から令和5年10月30日まで)のワンストップ支援センターへの相談件数は285件であった。また、AV出演被害防止・救済法の施行後における被害等の状況等の把握に努め、令和6年1月、関係府省との会議において報告・共有した。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、AV出演被害者に対しワンストップ支援センターが行う法的支援について、支援をしている(令和5年度予算:4.8億円、令和5年度補正予算:1億円、令和6年度予算:4.9億円)[再掲]
35			警察庁	(警察庁) ・AV出演被害問題に関する相談、被害申告等を受理した際は、各種法令を適用した厳正な取締り等を推進している。
36			法務省	(法務省) ・AV出演被害防止・救済法(令和4年法律第78号)による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、検察官に対し、経験年数等に応じた研修において、同法の趣旨や、出演契約の特則等の周知を行った。 ・インターネット上の投稿による人権侵害など、人権に関する相談を受け付ける窓口(人権相談窓口)を設置し、相談者自身が行う削除依頼の方法について助言を行ったほか、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を実施。 ・法テラスの地方事務所とワンストップ支援センターの連携強化に係る事務連絡を发出している。令和5年度上半期には、ワンストップ支援センターを含む被害者支援関係機関と意見交換会等を実施した地方事務所が3か所あった。[再掲]

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
37	⑨インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組	サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対して削除依頼を実施する。【警察庁】	警察庁	(警察庁) ・インターネット・ホットラインセンターにおいて、受理した通報内容を分析し、児童ポルノ公然陳列と判断した情報について、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を実施。令和5年中における警察への通報は379件、サイト管理者等への削除依頼は199件。
38		SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進する。また、本取組に際しては、AI技術の活用やボランティアとの連携等、より効果的な手法の導入を検討する。【警察庁】	警察庁	(警察庁) ・こどもの性被害等につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進するとともに、効果的な手法について検討を実施している。
39		被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自撮り被害(だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。)を防止するため若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、経済産業省】	内閣府	(内閣府) ・「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)を通じて、SNS等を活用し、若年層・児童生徒等のSNSを通じた性被害等について、広報・啓発を進めている。
40			警察庁	(警察庁) ・警察庁及び文部科学省の共同で、具体的な被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット「ネットには危険がいっぱい!」を作成し、両省庁のウェブサイトにおいて掲載している。また、都道府県警察における各種広報啓発活動において、これらのリーフレットを積極的に活用するよう指示。
41			こども家庭庁	(こども家庭庁) ・令和5年7月、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を主唱し、「インターネット利用における子供の犯罪被害等の防止」を最重点課題に掲げ、関係省庁の参加と地方公共団体、関係団体の協力・協賛を得て、青少年の非行・被害防止のための諸活動を全国で集中的に実施。月間中、インターネット利用における「保護者の見守り」と「こどものセルフコントロール」をテーマとする「青少年の非行・被害防止対策リモート講演会・座談会」を開催し、子供のインターネット利用をめぐる現状及び被害防止対策等について有識者によるディスカッションを行い、収録した動画をこども家庭庁ウェブサイトに掲載した。 ・令和6年1月、「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」と題した青少年の保護者向け普及啓発リーフレットを作成・公開した。 ・令和6年2月から、フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロール(保護者による管理)の普及促進、フィルタリングのカスタマイズ機能の積極的利用、時間管理機能や課金制限機能等の活用、話し合いによる家庭内ルールづくりの促進等に重点を置いた啓発を実施した。
42	総務省	(総務省) ・こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童生徒、保護者及び教職員等を対象とした学校等での出前講座「e-ネットキャラバン」を情報通信分野等の企業・団体、総務省及び文部科学省が協力して全国で実施した(令和5年度実施件数:2,166件、受講人数:約39万人)。 ・子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用するため、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を2009年度より毎年更新・作成しており、令和5年度には2024年版を作成した。		

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の 実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
43	⑨インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組	競技大会におけるアスリートや児童生徒等に対する盗撮や盗撮された性的意図を持った写真や動画の拡散等に関する問題について、日本オリンピック委員会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。【警察庁、法務省、文部科学省】	文部科学省	(文部科学省) ・警察庁と共同で、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだ啓発リーフレットを作成し、両省庁のウェブサイトにおいて掲載。また、事務連絡を発出し、教育委員会等を通じて児童生徒等や保護者への周知を依頼した。 ・教員等を対象とした指導者セミナーを実施し、令和5年度は情報の真偽を確かめることをテーマとし、学校における情報モラル教育を推進した。
44			警察庁	(警察庁) ・関係機関等と連携し、個別具体の事案の態様に応じて厳正に対処している。
45			法務省	(法務省) ・刑事法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処している。 ・インターネット上の投稿による人権侵害など、人権に関する相談を受け付ける窓口(人権相談窓口)を設置し、相談者自身が行う削除依頼の方法について助言を行ったほか、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を実施。[再掲]
46			文部科学省	(文部科学省) ・令和4年7月26日付事務連絡において、一部競技団体における取組事例や相談窓口等について周知を行ったことも踏まえ、スポーツ関係団体における取組状況を把握し、またその事例を横展開することを目的とした調査の実施に向けた検討を行った。 ・今後、スポーツ関係団体に対し令和6年4月から調査を行い、夏頃を目途にスポーツ関係団体に結果を周知するとともに、アスリート等への写真・動画等による性的ハラスメントの防止に向けたさらなる取組を促していく予定。
47	⑩「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行	「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」(令和5年3月30日関係府省取りまとめ)において取りまとめた施策について、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、関係府省が一体となって確実に実行する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省】	内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省	(内閣府) ・令和5年3月に関係府省において取りまとめた「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づき、痴漢は重大な犯罪であるという認識の下、痴漢を防ぐ取組、加害者の再犯を防ぐ取組、被害者を支える取組、社会の意識変革を促す取組、横断的推進のための取組を関係府省が連携して実施した。同パッケージに基づく施策の実施状況については、関係府省の担当官によって構成する「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」において継続的にフォローアップを行っている。

通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
48	⑪社会全体への啓発	「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)や「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から25日)等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で徹底した広報活動を展開し、啓発を強化する。また、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること等について各界各層を対象に啓発を強化するとともに、特に身近な者からの被害が潜在化・深刻化しやすい子どもを始め、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を徹底する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】	内閣府	(内閣府) ・「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)や「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から25日)等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること等について、広報・啓発を行った。また、令和5年7月に取りまとめた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」において「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」と位置づけた同年8月・9月には、①加害の抑止(刑法改正等の趣旨・内容等の周知徹底)、②相談窓口の周知、③こどもや若者への性犯罪・性暴力を見逃さない機運の醸成の三つの観点から、SNS等を活用した集中的な広報を実施した。さらに、若年層を主な対象に、性的同意に関する理解を深めることができるよう、インフルエンサーを活用した政府広報の動画を作成し、SNS等により広く発信した。
49			警察庁	(警察庁) ・都道府県警察に対して「若年層の性暴力被害予防月間」に関する取組について通知を発出し、関係機関と連携した広報啓発活動を実施するよう指示。
50			こども家庭庁	(こども家庭庁) ・令和5年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、「性的トラブル等による相談(窓口)や性被害の現状とその対策」等について取り上げたりリモート講演会・座談会(動画)をこども家庭庁ウェブサイトで公開し、広報啓発を推進した。 ・都道府県等に対して通知を発出し、こどもやその保護者等への「生命(いのち)の安全教育」の教材の活用等による啓発の推進等を依頼するとともに、性犯罪・性暴力の被害相談の窓口についても周知した。
51			文部科学省	(文部科学省) ・「若年層の性被害予防月間」、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談窓口を教育委員会等に周知した。
52			厚生労働省	(厚生労働省) ・令和6年度「若年層の性暴力被害予防月間」について、令和6年3月末に労働基準局監督課、労働基準局労働関係法課、職業安定局需給調整事業課、雇用環境・均等局総務課、雇用環境・均等局雇用機会均等課連名で、都道府県労働局長に通知を発出し、周知を行った。
53	⑫性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止	性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならない。国際社会とも歩調を合わせつつ、あらゆる機会を通じて、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係府省】	内閣府	(内閣府) ・SNS等のインターネット上等での誹謗中傷や攻撃が被害者や支援者等に対して行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動に支障が生ずるようなことは断じてあってはならないとのメッセージをSNS等を通じ発信している。
54			警察庁	(警察庁) ・「刑法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用等について(通達)」(令和4年6月17日付け警察庁丁捜一発82号ほか)等を都道府県警察に発出し、インターネット上の誹謗中傷に関し、相談あるいは被害の届出がなされた場合には、被害者の心情に寄り添って被害届を受理するなど、適切に対応するとともに、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。

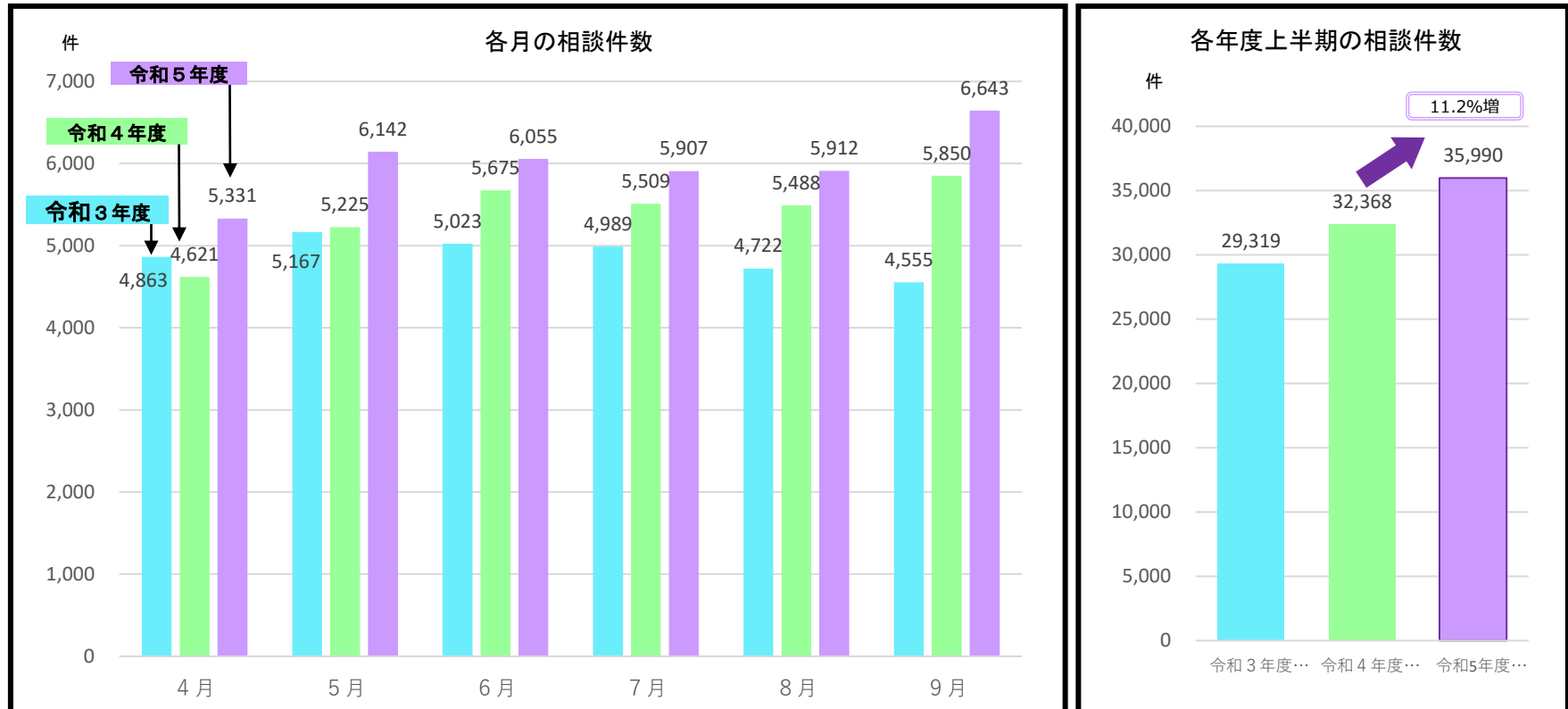


通し番号	「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」 Ⅲ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の 実現 (2)性犯罪・性暴力対策の強化 ①～⑫	施策内容	令和5年度	
			担当省庁	実施状況(令和6年3月末時点)
55	⑫性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止		総務省	(総務省) ・関係事業者団体や関係省庁と連携し、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動を実施。
56			法務省	(法務省) ・刑事法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処している。[再掲] ・インターネット上の投稿による人権侵害など、人権に関する相談を受け付ける窓口(人権相談窓口)を設置し、相談者自身が行う削除依頼の方法について助言を行ったほか、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を実施。[再掲]
57			厚生労働省	(厚生労働省) ・引き続き、内閣府や関係省庁と連携しつつ、関係団体や都道府県に対する周知、協力依頼を行う。

## 參考資料

# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移（令和5年度上半期）

令和5年度上半期は、**前年度同期比11.2%増**。（各月の相談件数も前年度を上回って推移）



注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計で令和5年11月時点できりかえられたもの。

2. 令和3（2021）年度の対象となるセンターは49か所、令和4（2022）年度は50か所、令和5（2023）年度は50か所。

# ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。  
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

## 性別

### <電話相談>

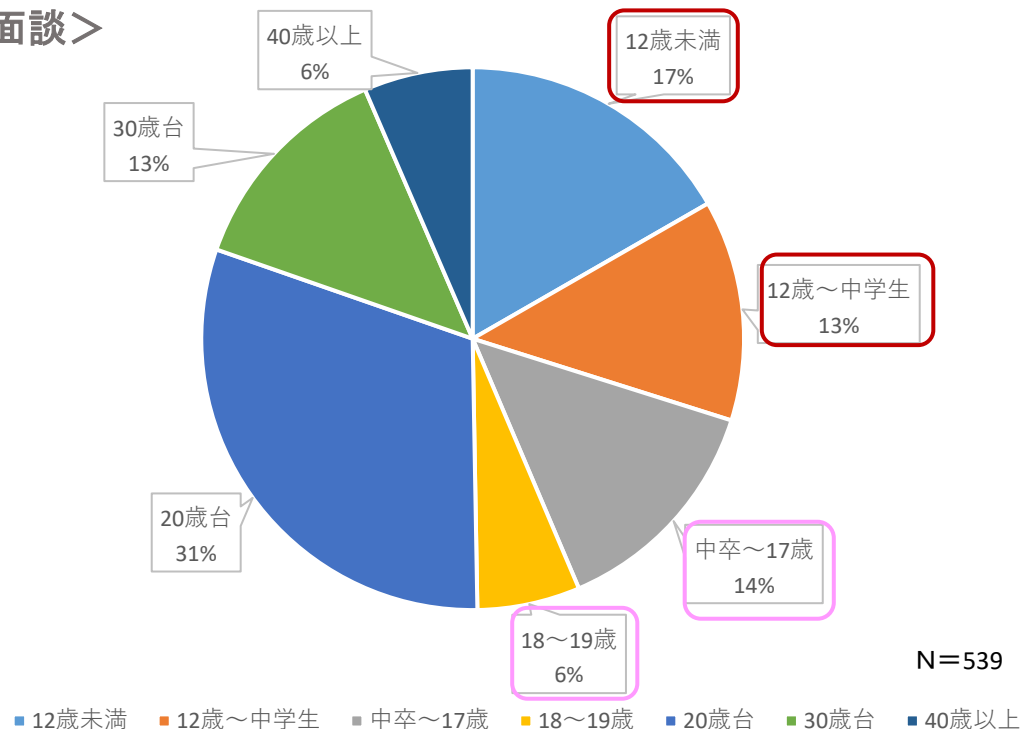
女性 81.7%、男性 14.0%

### <面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

## 被害時の年齢

### <面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

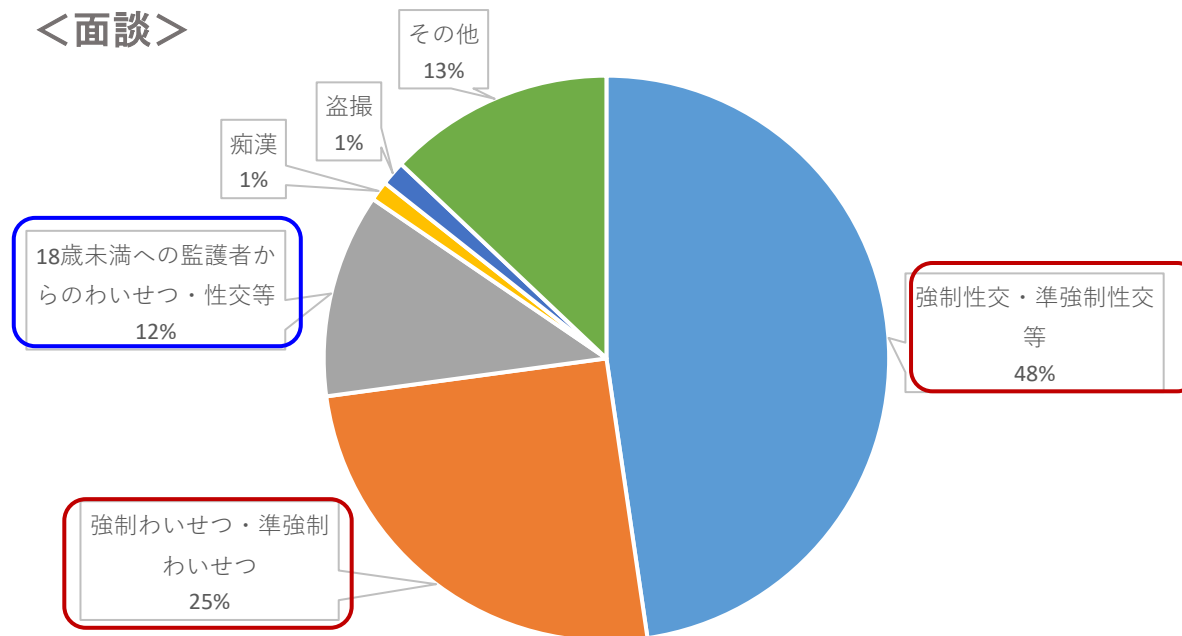


# ワンストップ支援センターへの相談の被害類型

**「強制性交等・準強制性交等」が最も多く、約半数を占めており、次に「強制わいせつ・準強制わいせつ」が多くなっている。**  
**「18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等」が1割超に及んでいる。**

## 被害類型

### <面談>



- 強制性交・準強制性交等
- 強制わいせつ・準強制わいせつ
- 18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等
- 痴漢
- 盗撮
- その他

N=711

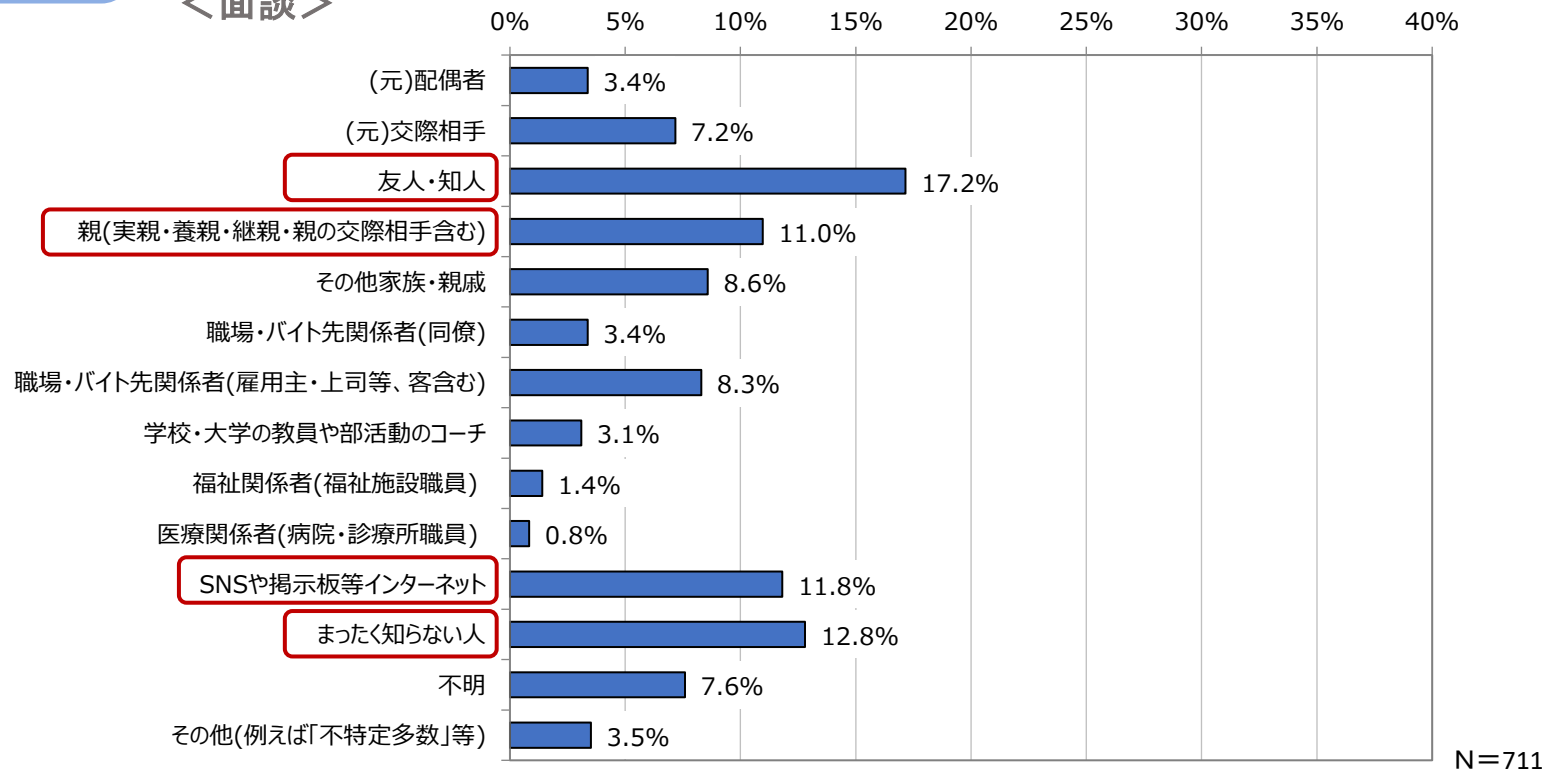
(令和4年6月～8月)

# 加害者との関係

「友人・知人」が最も多く、次いで、「まったく知らない人」、「SNSや掲示板等インターネット」、「親(実親・養親・継親・親の交際相手含む)」の順に多くなっている。

## 加害者との関係

<面談>



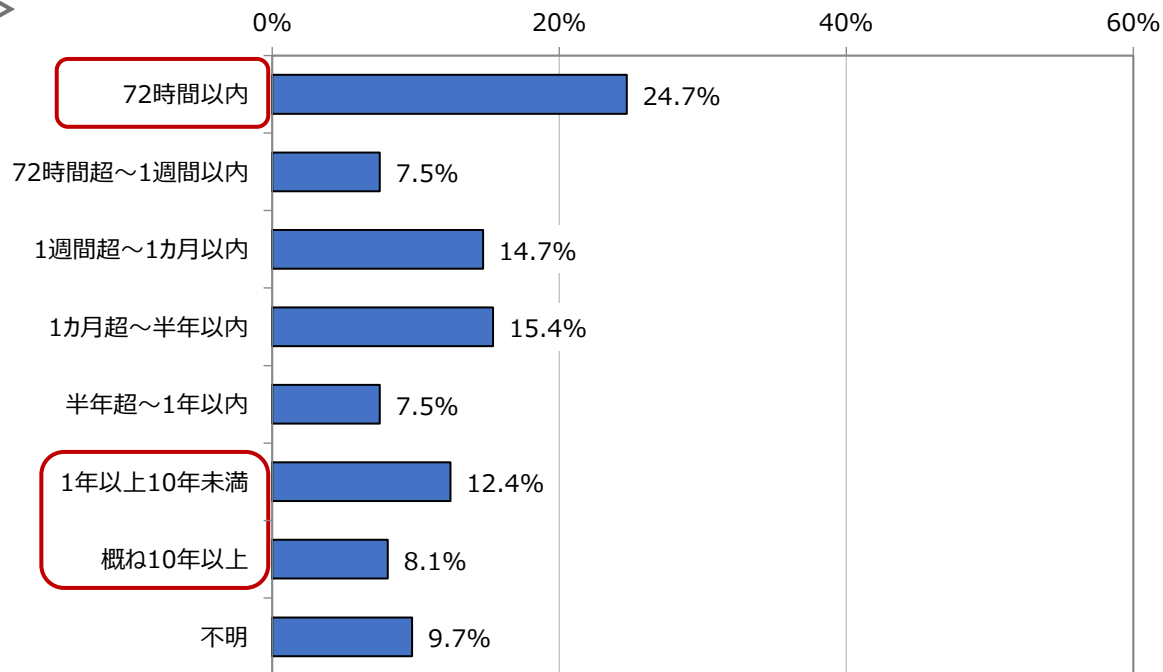
(令和4年6月～8月)

# ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間

被害からセンターの面談に至るまでの時間については、「72時間以内」が最も多い。一方で、「1年以上10年未満」・「概ね10年以上」を合わせると全体の約2割となっており、被害から長い時間を経て、相談に至る場合も少なくない。

## 相談までに要した時間

### <面談>



N=708

(令和4年6月～8月)

# AV出演被害に関するワンストップ支援センターへの相談状況

## 1 集計期間

令和4年7月～令和5年10月

(AV出演被害防止・救済法施行後の1年4か月間<sup>注</sup>)

## 2 相談件数

**285件 (合計)**

(ワンストップ支援センターは全ての都道府県に設置。うち、16都道府県で相談あり。)

### (相談者について)

- 相談者の年代は20代が最も多く、6割を占めた。  
その他の年代からも幅広く相談があった。
- 相談者の性別は女性が約8割、男性が約2割であった。

### (相談内容について)

- 法の施行日前(令和4年6月22日以前)に締結された契約に関する相談が116件、法施行後(令和4年6月23日以降)に締結された契約に関する相談が126件であった。(令和5年7月以降に限れば、8割以上が法施行後に締結された契約に関する相談)
- 出演したAVの公表後の相談が184件、公表前の相談が43件であった。

## 3 支援の内容について

※複数回答、10件以上のもの

### (法律等に関する支援)

- 法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)が提供できることについて説明した：83件
- 差止請求等について説明した：59件
- 任意解除について説明した：45
- 法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)を行うことになった：30件
- 弁護士に法律相談をした：15件
- 任意解除の通知の書き方について説明した：14件
- 出演に係るリスクについて説明した：13件

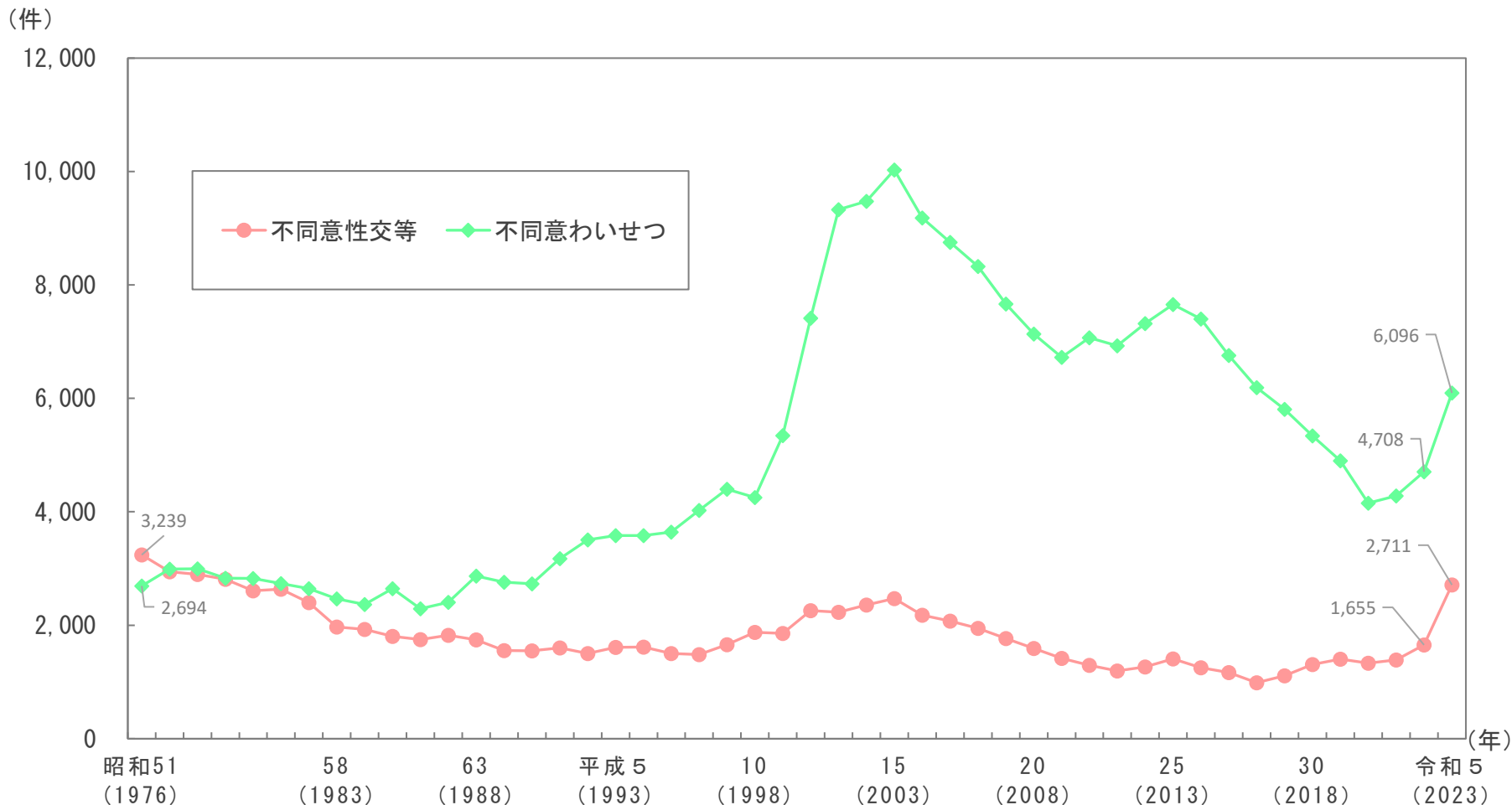
### (その他の支援)

- 精神的な不調や問題に係る支援、情報提供を行った：50件
- 身体の不調や問題に係る支援、情報提供を行った：18件
- 家族や人間関係に関する問題に対する支援、情報提供を行った：17件
- 経済的な問題に係る支援、情報提供を行った：14件



# 不同意性交等・不同意わいせつ認知件数の推移

○不同意性交等の認知件数は、令和5年は2,711件で、前年に比べ1,056件(63.8%)増加。  
 ○不同意わいせつの認知件数は、令和5年は6,096件で、前年に比べ1,388件(29.5%)増加。

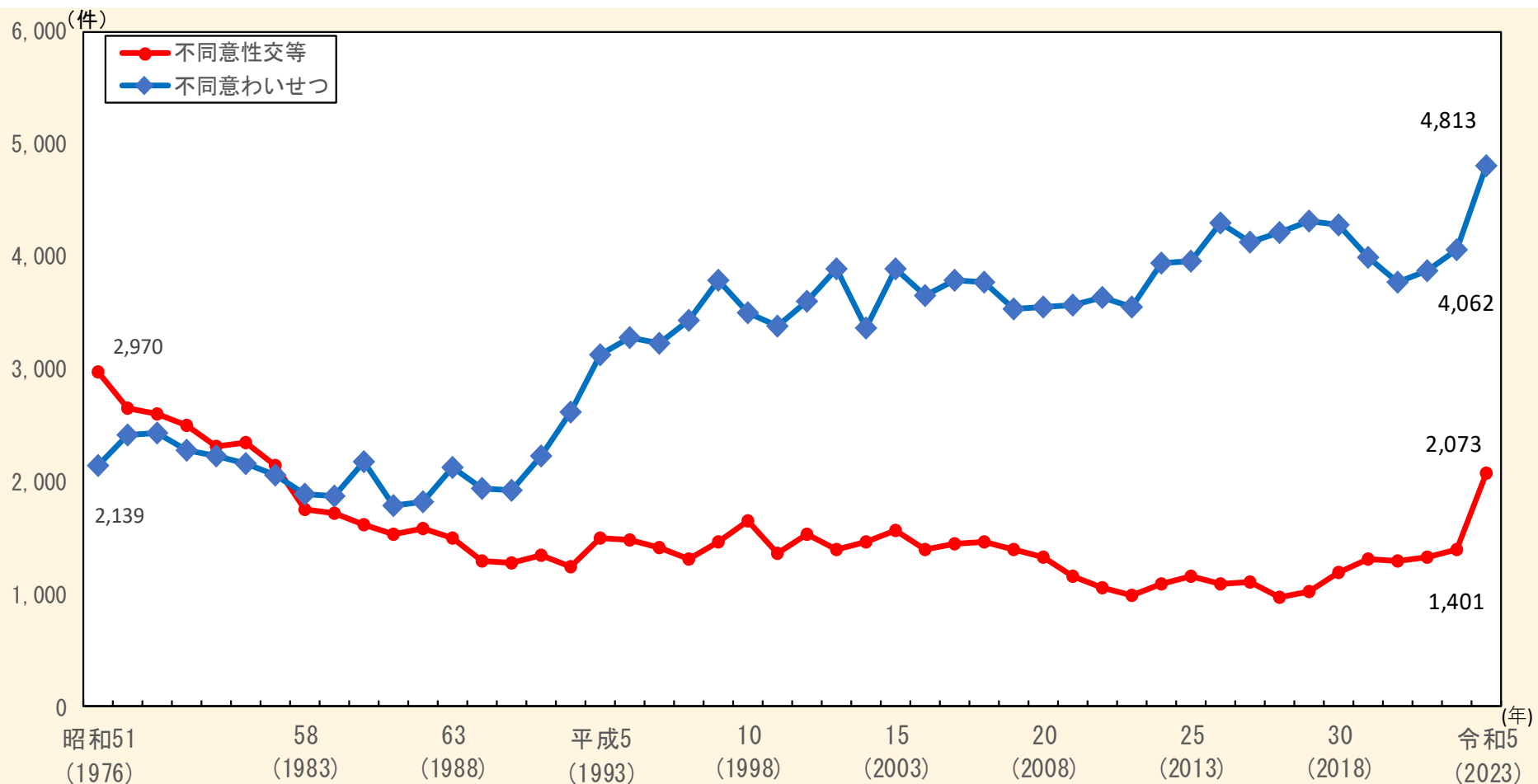


(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

刑法の一部改正（平成29年7月13日施行、令和4年7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

# 不同意性交等・不同意わいせつ検挙件数の推移

○不同意性交等の検挙件数は、令和5年は2,073件で、前年に比べ672件(48.0%)増加。  
 ○不同意わいせつの検挙件数は、令和5年は4,813件で、前年に比べ751件(18.5%)増加。

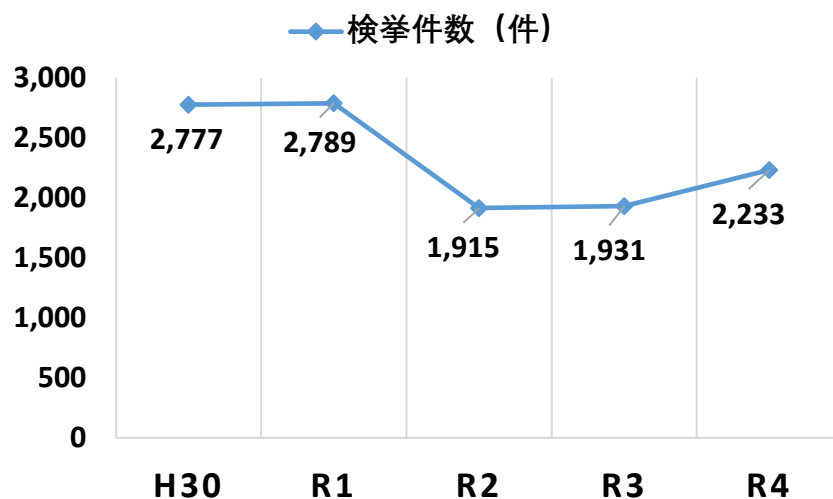


(備考)刑法の一部改正(平成29年7月13日施行、令和4年7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29年7月12日以前は「強姦」及び平成29年改正前の「強制わいせつ」、平成29年7月13日から令和5年7月12日までは「強制性交等」及び平成29年改正後の「強制わいせつ」、令和5年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

# 痴漢事犯に関する検挙件数・発生場所等のデータ

痴漢事犯の検挙件数は、平成30年以降2,700件台で推移していたところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比－874件，－31.3％）した後再び増加しており、令和4年は2,233件（前年比＋302件，＋15.6％）であった。発生場所別では、乗り物内（電車等）で発生した痴漢事犯の検挙件数が最も多く、939件（42.1％）であった。

痴漢事犯に係る検挙件数の推移



令和4年の痴漢事犯に係る発生場所別検挙件数

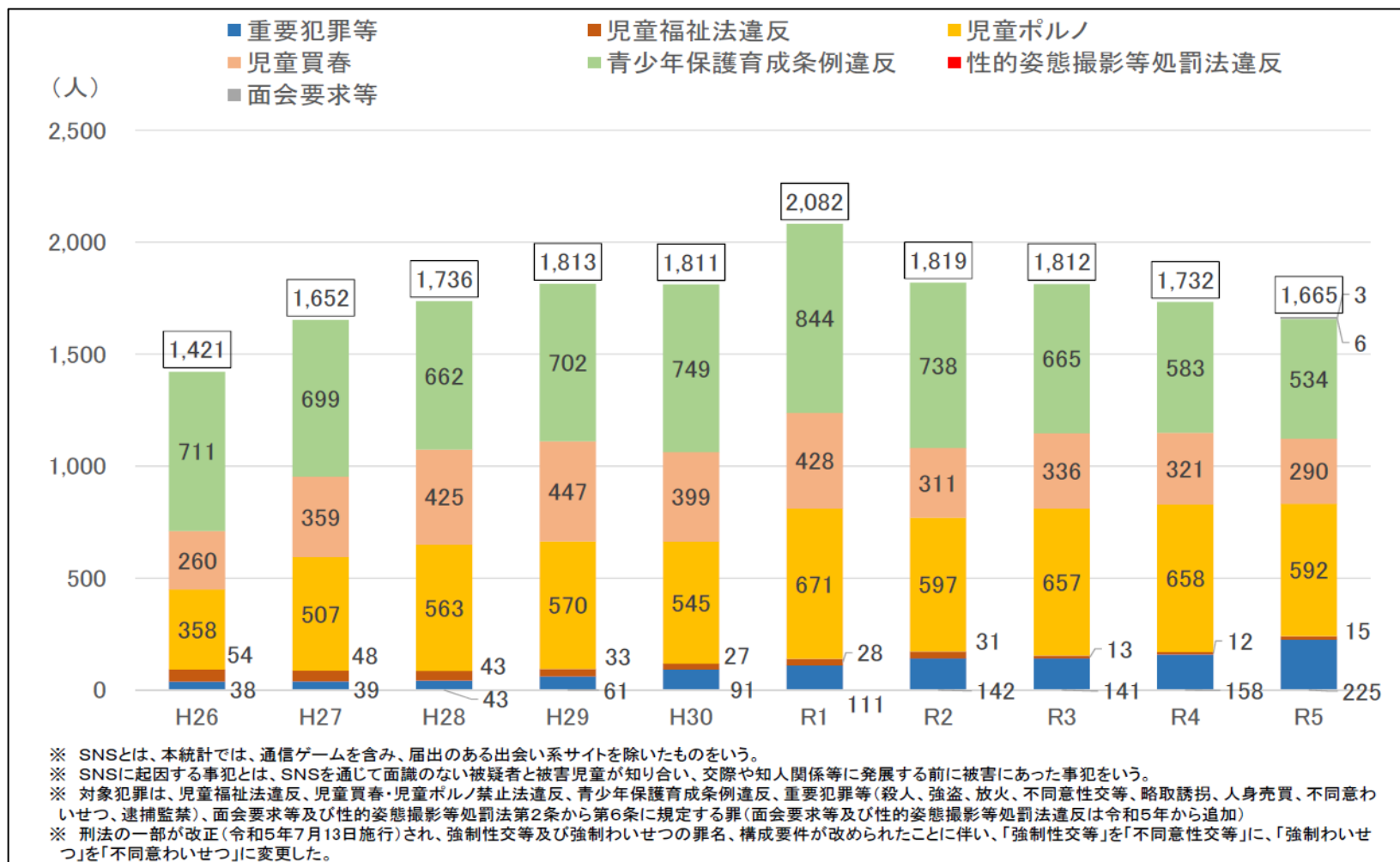
発生場所		検挙件数 (件)	割合 (%)
駅構内	階段・エスカレーター	43	1.9
	ホーム	68	3.0
	その他	62	2.8
乗物内	電車等	939	42.1
	バス	85	3.8
	その他	3	0.1
路上		457	20.5
ショッピングモール等商業施設		322	14.4
書店・レンタルビデオ店		30	1.3
ゲームセンター・パチンコ店		54	2.4
その他の公共の場所		170	7.6
<b>合計</b>		<b>2,233</b>	<b>100.0</b>

注) 都道府県が制定する迷惑防止条例の「卑わいな行為の禁止」のうち「痴漢」に係る事案の検挙件数

(出典) 警察庁「令和4年中の迷惑防止条例等違反（痴漢・盗撮）に係る検挙状況の調査結果」

# SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

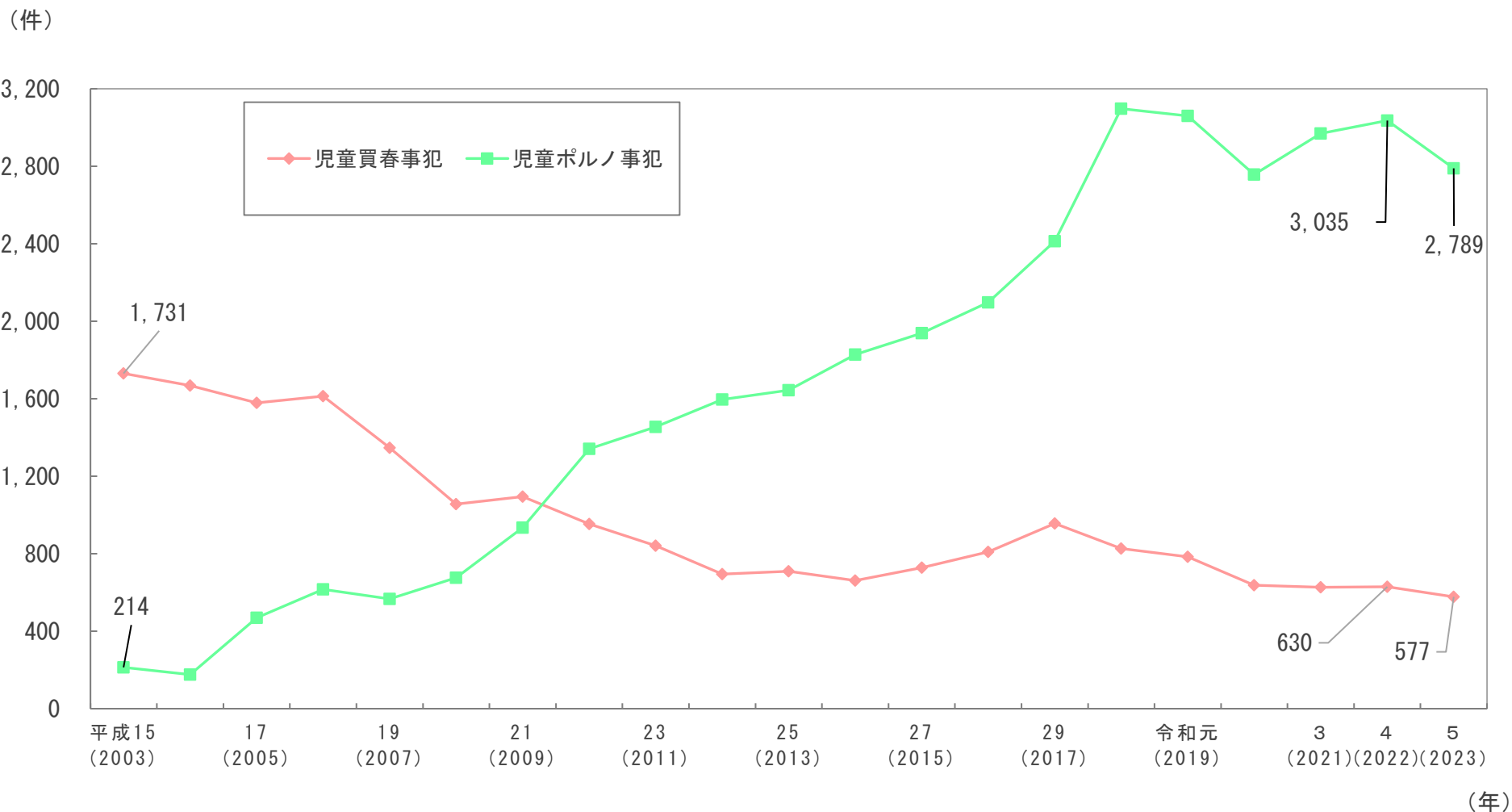
SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から4年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移している。



(出典) 警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」

# 児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移

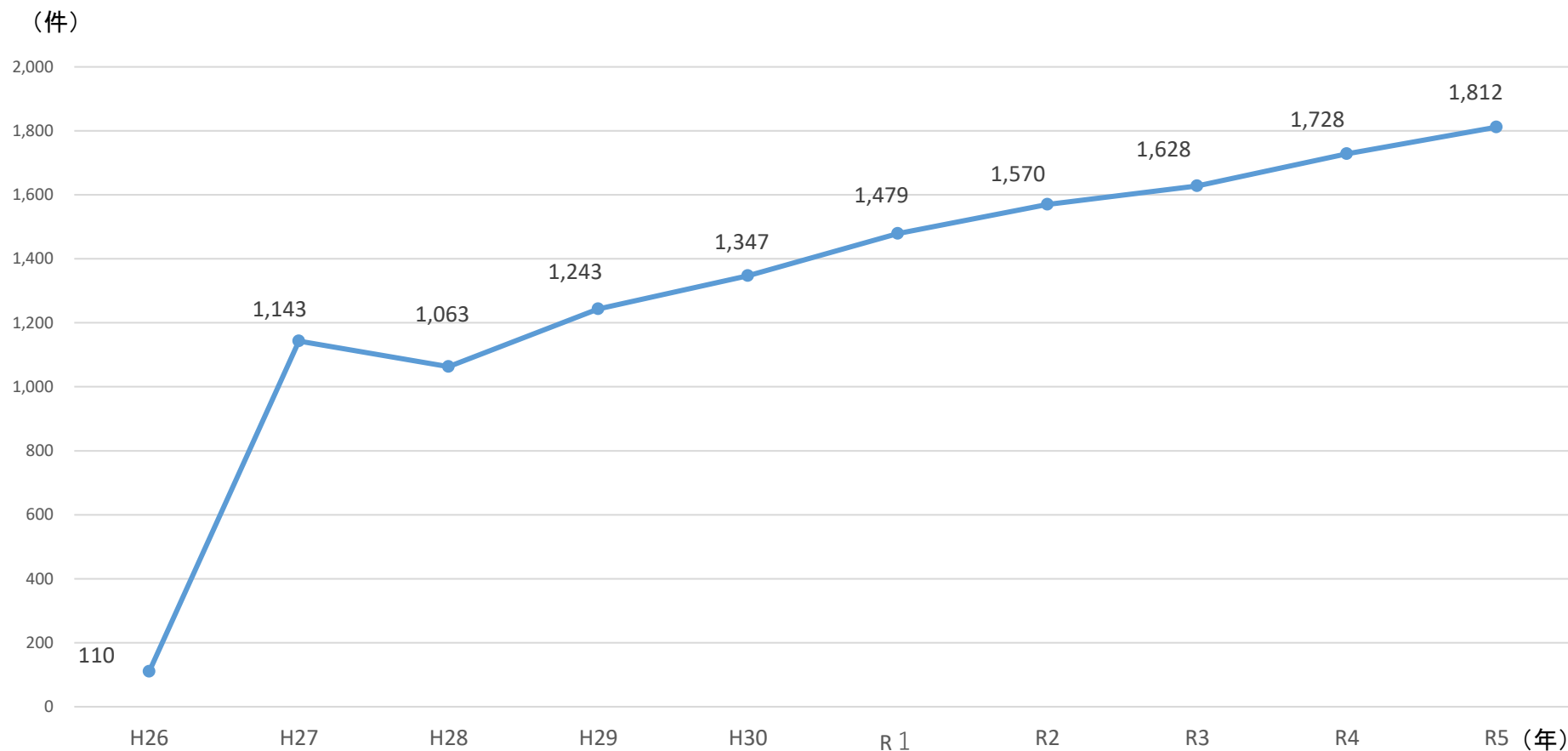
令和5年における児童買春事犯の検挙件数は、前年から53件（8.4％）減少し、児童ポルノ事犯の検挙件数は、前年から246件（8.1％）減少した。



(出典) 警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」より作成

# 私事性的画像に係る事案の相談等状況

相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和5年は1,812件（前年比+84件）と増加。



注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

(出典) 警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」